

別表六の二(十六)

「14」、「145」又は「51」欄に記載がある場合には、適用額明細書の記載が必要です。
 ※地域再生法の一部を改正する法律の施行日(平成30年6月1日)前に終了する連結事業年度用

特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	連 結 事 業 年 度	・	・	法人名	
当該連結親法人事業年度開始の日の前日における雇用者の数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「マイナスの場合」)	1	人	調 整 基 準 雇 用 者 数 (2)-(16)	8	人
基 準 雇 用 者 数 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「マイナスの場合」)	「14」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(特定地域基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第68条の15の2第1項」 ② 「区分番号」欄:「10571」 ③ 「適用額」欄:「14」欄の金額				
基 準 雇 用 者 数 (1)					
給 与 等 支 給 額 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「1」)					
比 較 給 与 等 支 給 額 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「53」の合計)	5		((10)と(11)のうち少ない金額)	12	
調 整 前 連 結 税 額 (別表一の二(一)「2」、別表一の二(二)「2」又は別表一の二(三)「2」)	6		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7」の⑬)	13	
特定地域基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」の合計)	7	人	当 期 税 額 控 除 額 (12)-(13)	14	
地方事業所 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)	「45」欄 業所基準雇用者数に係る当期税額控除額の計算 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第68条の15の2第2項」※1又は「第68条の15の2第1項」※2 ② 「区分番号」欄:「10583」※1又は「10607」※2 ③ 「適用額」欄:「45」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第68条の15の2第2項(区分番号:「10583」) 平成30年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第1項(区分番号:「10607」) 平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度				
調整後の (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)					
個別特 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)					
特定 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)					
個別移 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)					
対象移 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「12」)					
個別対 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「29」の合計)	21		連 日 (3) ≥ 8% 若しくは (3) ≥ 10% 又は (1) = 0 の場合 60万円 × (18) + 50万円 × ((22) + (26))	37	
対 定 新 規 雇 用 者 数	22	人		38	
「51」欄 特定の地域において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除(地方事業所特別基準雇用者数により税額控除額を計算している場合)を適用している場合 ① 「租税特別措置法の条項」欄:「平成30年旧措置法第68条の15の2第3項」※1又は「第68条の15の2第2項」※2 ② 「区分番号」欄:「10555」※1又は「10608」※2 ③ 「適用額」欄:「51」欄の金額 ※1 平成30年旧措置法第68条の15の2第3項(区分番号:「10555」) 平成30年4月1日前に開始した連結事業年度 ※2 第68条の15の2第2項(区分番号:「10608」) 平成30年4月1日以後に開始した連結事業年度					
個別非特定新規雇用者超過数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「33」の合計)	29		調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7」の⑬)	44	
対 象 非 特 定 新 規 雇 用 者 超 過 数 (((16)-(18)-(22))と(29)のうち少ない数)	30		当 期 税 額 控 除 額 (43)-(44)	45	
地 方 事 業 所 特 別 基 準 雇 用 者 数 に 係 る 当 期 税 額 控 除 額 の 計 算					
地方事業所特別基準雇用者数の合計 (各連結法人の別表六の二(十六)付表「38」の合計)	46	人	当 期 税 額 控 除 可 能 額 (47)と(48)のうち少ない金額)	49	円
地方事業所特別税額控除限度額 30万円 × ((46)-(46の内書)) + 20万円 × (46の内書) (各連結法人の別表六の二(十六)付表「13」の合計)	47	円	調 整 前 連 結 税 額 超 過 構 成 額 (別表六の二(二十五)「7」の⑬)	50	
差引当期税額基準額残額 (46)-(47)又は((41)-(別表六の二(十五)「16」)-(42))	48		当 期 税 額 控 除 額 (49)-(50)	51	

(注) 本別表は、平成30年4月1日から「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)の前日までの間に終了する連結事業年度が対象となります。
 「地域再生法の一部を改正する法律」の施行日(平成30年6月1日)以後に終了する連結事業年度については、P33をご参照ください。

別表六の二(十六) 平成三十・四・一以後終了連結事業年度分